

雇用促進住宅の譲渡又は廃止に伴う、国等の支援に関する要望

市町村の雇用促進を目的として「雇用福祉事業」により整備された雇用促進住宅は、「現に入居者がいることを踏まえた早期廃止」の方針が、平成13年12月19日に閣議決定され、平成19年6月22日には、「民間事業者の知見・ノウハウを活用して住宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、住宅の売却を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年までに全ての処理を完了する。」こと、同年12月24日には、平成23年度までに「全住宅数の2分の1程度に前倒しして廃止決定するとともに、売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずる。」ことが閣議決定された。

設置市町村に対しては、平成20年2月1日付独立行政法人雇用・能力開発機構理事長名の「雇用促進住宅の譲渡・廃止時期等について」の通知により、平成20年度末までに譲渡希望の回答がない限り、また、民間への売却が不調となった場合は、閣議決定に基づき、当該住宅を「廃止する」方針が示されたところである。

長野県内においては、35箇所ある雇用促進住宅のうち、16箇所が現在入居停止となっており、本年5月には、入居者に対して、12月以降に定期借家契約の契約期間満了を迎える方から再契約を中止する旨の通知が配布され、不安を招いているところである。

平成19年3月に今後15年間で雇用促進住宅を譲渡・廃止すると通知をしたにも関わらず、平成20年5月には一転して再契約を中止していくというのは、低所得者世帯、母子世帯、高齢者世帯等の入居者には酷であり、性急であることから市町村の対応が求められている。

また、市町村が施設の譲渡を受ける場合についても、財政的な措置がなく、財政状況が厳しい状況においては、高額な財政支出を伴う対応は、極めて困難である。

このような状況を踏まえ、次のとおり国、独立行政法人雇用・能力開発機構に対し、下記の事項について要望する。

記

- 1 入居者の不安解消のため、廃止が予定されている雇用促進住宅の全入居者に対して、早急に「(仮称)入居者説明会」を開催すること。
- 2 廃止が予定されている雇用促進住宅の退去者の中で、公営住宅への入居資格がない転居困難者への住宅確保対策を多面的に講ずること。
- 3 転居に際しては、転居先の相談・斡旋等、入居者の不安を取り除くよう対応すること。
- 4 地方公共団体において譲受に係る費用の確保は非常に厳しい状況にあることから、購入に際して、交付金、補助金、譲渡価格の減免等の支援を講ずること。

平成20年8月1日

長野県市長会
会長 鷺澤 正一